

# ハローワーク・雇用保険電子申請事務センター間の 電子申請業務分担に関するお知らせ

雇用保険関係手続きの電子申請をされている事業主等の方々へのお願いです。  
雇用保険関係手続きの電子申請審査業務については、離職票の交付に係る処理を優先的に処理する必要があります。

下記の期間内について、事務の分担内容を変更して執り行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 期 間

**令和8年3月16日～5月29日**までに到達した届出

## 2. 分 担 内 容

手続内容	安定所	電子申請センター
得喪	右記届出等を除く全て	喪失届（単票・連記） 離職票・期間等証明 個人番号登録届（単票・連記式）
育児休業 継続	期間内の分担変更はありません。	

※進捗状況の確認については、それぞれの提出機関へお尋ねください。

※上記期間については、進捗状況等の理由により変更となる場合があります。

### 《お問合せ時のお願い》

お問合せの際は、**電子申請の到達番号・申請内容・事業所番号などをお伝え  
くださいますようお願いいたします。**

ハローワーク横浜 雇用保険適用課へのお問合せが多く、電話が繋がりにくい状況が継続しています。

ご迷惑をおかけしておりますが、窓口の混雑状況等により電話対応が難しい時間帯もございます。

窓口対応を優先しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ハローワーク横浜 雇用保険適用課

電話045-663-8609（部門コード21#・23#）